

## 令和2年度 相談対応事例集

事例 No	1-①
種別	総合相談・専門相談対応
概要	「多問題世帯」へのチームアプローチの事例
<p>【基本情報】</p> <p>○父 50 歳：介護デイサービス (DS)、ショートステイ (SS) 利用 知的、身体障がい (要介護 4) 障がい年金 1 級</p> <p>○母 49 歳：無職</p> <p>○長女 24 歳：就労 B 利用 療育 A 障がい年金 2 級</p> <p>○二女 23 歳：無職 聴覚障がい、軽度知的 障がい年金 1 級</p> <p>○三女 22 歳：高校中退 ひきこもり 父の介護の主たる担い手となっている</p>	
<p>【スタート】</p> <p>父の DS、SS、医療費の滞納が継続的にあり、家族間の虐待 (ネグレクト、金銭搾取) の疑いから、包括支援センター、ケアマネージャー (CM)、医療機関、行政 (障がい福祉係、保健師、保護係)、相談支援事業所、日常生活自立支援事業との世帯の情報共有カンファレンスを行った。</p>	
<p>【展開】</p> <p>以前より、2 か月毎の自転車操業を繰り返しの中で生活していることがわかり、サービス利用料、医療費だけではなく、ライフラインの滞納や異性関係の絡んだ金銭トラブルが相次いで発覚。一家の収入源の年金管理を担う母のずさんな使い込みが明るみになった。母の金銭搾取の疑いあり、事実確認を行うも、自己の私欲を追求する特性があり、虚言と音信不通、雲隠れの繰り返しとなっていき、「多問題世帯の困難ケース」となった。</p>	
<p>【その後】</p> <p>保佐人 (弁護士) も加え、世帯状況の共有会議を継続中 (2 か月毎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父：包括 C が、虐待案件として、父の入所や成年後見申請を試みるも、母の同意が得られず困難。CM、DS、医療機関が、生活・健康面の観察を継続。</li> <li>・長女：多重ローンが発覚し、成年後見制度 (保佐人) を活用。GH への入居となり、世帯分離し、生活保護受給となった。</li> <li>・二女：障がい者雇用に向け活動を継続し、本採用の見込み。障がい者就労支援センターの介入。基幹 C にて 2 か月毎の面談を実施。</li> <li>・母、三女：保健師、基幹との自宅訪問による生活・健康観察を継続。</li> <li>・母：不貞行為があり、自宅を留守にすることが増え、再度、虐待通報となり、虐待 C 対応中。</li> </ul>	

事例No	2-①
種別	地域移行・地域定着の促進への取り組みおよび支援
概要	他市に居住地がある方の他市の入院先から新潟市のグループホームへの退院の支援
<p>【基本情報】</p> <p>本人：19歳男性（診断名：軽度精神遅滞/特定不能の精神病性障がい）  他市の精神科病院に入院中  両親との3人暮らし。兄（結婚して独立） 両親との関係性が悪く、自宅でのトラブルがもとで入院、退院後は自宅に戻らずに新潟市のグループホームを希望している。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>新潟市のグループホームを利用したいとのことで、入院先の病院のpswより基幹相談視線センターに相談。以前、居住地の事業所のショートステイを利用し、計画相談がついていたが、計画相談を行っていた事業所が機能できなくなり（居住地にはひとつしか相談支援事業所がない）、対応が困難となる。病院としても新潟市のサービスの状況がわからないとのこと。</p>	
<p>【展開】</p> <p>新潟市内の相談支援事業所に依頼をかけることも検討するが、事情所によっては市外への対応は困難なところがあり基幹相談支援センター西で支援を開始。</p> <p>入院中から本人、主治医、病棟Ns、psw、父らと面談を行い、退院後の生活について話し合いを行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症のためになかなか外出、外泊が厳しい状況のもと、新潟市内のグループホームの見学、体験利用を父の協力のもと開始。体験利用が終わったのちに振り返りの機会をもってグループホームの利用を決める。入院中からグループホーム利用までの支援を基幹相談支援センター西で行い、グループホームでの生活が始まってからの日中活動の場の探しからは新潟市内の相談支援事業所に依頼をし、引き継ぐこととなる。</p>	
<p>【その後】</p> <p>グループホームの正式利用が決定し、利用を開始する。</p> <p>他の利用者もいる中で生活音が気になる、新型コロナウイルス感染症のためにグループホームからの外出の機会が制限されたこともあり調子を崩し、利用終了となった。</p>	

事例No	3-①
種別	権利擁護・虐待の防止
概要	通所事業所で度々痣(あざ)が発見され同居家族からの身体的虐待?として事業所から計画相談員に相談があり、計画相談員が通報した事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：50代後半、知的障がい、療育手帳所持。</p> <p>○養護者：父、母、兄、弟（5人世帯）</p>	
<p>【スタート】</p> <p>通所事業所での入浴場面で身体に痣(あざ)を発見。事業所が計画相談員に相談し、計画相談員が聞き取りを行ったところ「怒られて叩かれた」と。計画相談員が痣(あざ)の写真で通報。</p>	
<p>【展開】</p> <p>障がい者への身体的虐待で、区障がい福祉係(区障がい者虐待防止センター)へ計画相談支援員が通報。すぐに区虐待防止センター担当が家族に事実確認を行う。「言う事聞かずに騒ぐからたたいたんだわ!」と叩いた事を認める。しつめの意味合いでも手や足を出せば障がい者虐待になる事を伝え、区担当者が家族に厳重注意。ところが、1カ月後に同じような場所に痣(あざ)を発見。再び事業所職員が計画相談員に連絡。計画相談員が直接視認、写真撮影、本人聞き取りにて「また、叩かれた!家に帰りたくない!」と訴えたため、そのまま区虐待防止センターに再通報。区担当者が再び事実確認で訪問。前回同様、認めた為、その日より短期入所施設にて(養護者には居場所は知らせず)分離保護開始。どう解決に導くか?いつ分離保護を解除するか?について、弁護士会・社会福祉士会・精神保健福祉士会の同事業である障がい者権利擁護相談対応チームに虐待対応個別ケース会議への参加を要請。同事業で派遣された弁護士、計画相談員、短期入所事業所職員、基幹相談員、区担当CW、区虐待防止担当職員の6者で虐待対応個別ケース会議を開催。通報されたこの2回だけではなく、何回も繰り返されている事、家族構造的な背景があり、養護者への説諭では改まらない事、本人の年金が家族の生活費になっているという経済的虐待要因も存在する事など等により、このまま分離保護を継続し、施設入所支援事業所を利用すべく入所申請をする、成年後見制度を利用する、生活保護申請をする、を基本方針として策定。役割分担をして、それぞれの準備を進めた。</p>	
<p>【その後】</p> <p>施設入所が決まる迄その施設の短期入所を長期利用継続中。生活保護は申請が通り保護が開始された。成年後見制度は親族申立が出来たので審判が出次第、家族に会う予定である。</p>	

事例No	3-②
種別	権利擁護・虐待の防止
概要	2人の兄弟と叔父の同居世帯、母親の他界に伴う、経済的虐待の疑いからの生活困窮ケース。
<p>【基本情報】</p> <p>○兄弟：兄（40代前半） 弟（30代後半） とともに知的障がい、療育手帳所持</p> <p>○養護者：叔父 父（要介護5 特養入所） * 母親（数年前に他界）</p>	
<p>【スタート】</p> <p>母親、兄・妹の知的障がいから家族全員が金銭管理をおこなえず、生活困窮となりサラ金などの借金が膨らむ。（お金の使い方そのものが要因となり散財してしまう）</p> <p>その後、数年前に母親の他界を機に叔父が世帯編入、兄・弟の通帳を持って使い込みをし、医療費の支払い、食事の確保がままならず支援者からの通報を受けて事実確認し、案件について協議することとなった。（叔父が兄・弟の銀行通帳を管理という名目で金銭搾取の疑い）</p> <p>兄：サービス事業所へ通所している 弟：在宅（保健師が適宜訪問）</p> <p>妹については自宅に寄りつかず、交友関係から外泊を繰り返している状況。</p>	
<p>【展開】</p> <p>叔父の面談後に経済的な虐待以外にも兄・弟が叔父の言うことを聞かない、意にそぐわないことがあれば、自宅（アパート）から追い出すなどの衝動的な行動が見られていた。事実、今年の夏ごろに兄より「自宅を追い出された」と計画相談へ一報が入り、行政・基幹が緊急対応をおこなった。</p> <p>叔父はパチンコなど通い続け散財している。また、自宅はごみ屋敷に近い環境のため不衛生、生活環境についても改善が必要と見られていた。</p> <p>以上から権利擁護の視点で叔父との世帯分離も視野に支援者間で情報共有・検討。</p> <p>兄・弟には安心サポートの支援を引き続き実施し、安心できる生活環境を目的に世帯分離する方向で検討。</p>	
<p>【その後】</p> <p>今年9月に叔父が心疾患に伴い他界。金銭管理を含む生活のやりくりなど、兄弟で生活するには安心サポートの範疇では収まらないことから成年後見人が妥当と支援者は考え、進めている状況。また叔父の相続に関わることや銀行口座など弁護士の仲介により対応中。</p>	

事例 No	4-①
種別	障がい児等療育支援事業
概要	言葉の遅れがある障がい児への支援
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：4歳児。保育園、医療機関で言語の訓練を1月通っている。発語の遅れがみられる。</p> <p>○母：兄2人も緩やかであったが本児は、兄と比べても緩やか。奇声を上げることがあり心配。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>母が保健師に相談。児童発達支援の利用を勧められ、区障がい福祉係に相談したところ、見学等はしておらず、一旦基幹に相談をするように促され、電話連絡があり面談となった。</p>	
<p>【展開】</p> <p>本人の様子（課題を実施時：取り組みに毎回戸惑う様子があり、自信のなさうかがえる。やり方がわかり視覚的な教材に関しては、取り組み良好で名詞の名前も16/18で回答ができる。30分程度の集中は可能）、支援状況を保育園訪問（動きが多いが集団の流れには乗れていない。マイペースで遊びのレパートリーが少ないことが気になった）母から聞き取り（感情的にはならないが心配や今後の対応については不安がかなり大きい）を行う。</p> <p>母から利用にあたっての主治医意見書の依頼をしてもらう。同時に児童発達支援事業所の見学調整、同行を実施。情報提供票を作成し、計画相談事業所へ受け入れ依頼。</p> <p>児童発達支援事業所の利用先が見えてきた際に、保育園での課題との連携をどう図るかが課題となったため、保育所等訪問支援事業を検討。母、保育園、保育所等訪問支援の調整を実施。</p> <p>児童発達支援事業所にて、本児・母・担当保育士、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、計画相談、基幹とで会議を開催（障がい児支援利用計画の説明と今後の連携について）</p>	
<p>【その後】</p> <p>利用開始から集団の中での適応に改善がみられるようになった。本児は児童発達支援事業を楽しみに通っている。支える支援者が増えてことで、母の不安感は多少軽減した様子である。本児の気持ちコントロール（テンションが上がったときに奇声をあげる）や年齢相応の身辺自立は今後も重点的な支援として共通認識を図っていく。基幹としては、計画相談がつき、計画相談や関係機関から依頼があった際には、速やかにバックアップを図っていく。</p>	

事例 No	4-②
種別	障がい児等療育支援事業
概要	医療的ケアがあり、今後福祉サービスの利用が必要になると思われるケース。
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：1歳、人工呼吸器装着 訪問看護やリハビリの支援を受けている。</p> <p>○母：妊娠初期、○父：難病、治療中だが就労あり ○長男：年中</p>	
<p>【スタート】</p> <p>地区担当の保健師より依頼。在宅生活を行っているが、父の病状に変化があり入院治療が必要となる。主支援者である母が長男、本児の養育と父の看病があり負担が大きくなっている。現在は近隣の家族の支援もあるが、レスパイトや自宅での福祉サービス利用を見据えて関わって欲しいと相談。</p>	
<p>【展開】</p> <p>自宅に訪問し本児の様子、支援の状況等を両親、訪問看護・リハビリ事業所から聞き取りを行う。父の病状の経過によっては、これまでの生活が継続できなくなる可能性もあり、現在利用のサービスで対応できる事、今後必要になる手続きやサービスの確認、情報提供等を行う。</p>	
<p>【その後】</p> <p>父の病状が安定し、これまでの養育が継続できる事となった為、早急なサービス利用の意向はなくなる。今後は、児の成長を見守りながら、必要な際に必要なサービス提供が受けられるよう継続して関わっていく事となる。</p>	

事例No	5-①
種別	共に生きるまちづくり条例にかかる相談及び啓発活動
概要	保育園に入園した障がいの女児の通園継続についての園側の措置が、合理的配慮を行っていないとして、「共生条例」相談窓口で相談があったケース
【基本情報】 ○父：会社員 ○母：会社役員 ○長女：5歳、発達障がい	
【スタート】 昨年度から通園しているが、昨年度、配慮していただけだった事が、今年から出来ない旨の連絡があり、話し合いを重ねたが解決がつかない、として「共生条例」相談窓口で相談があった。 相談内容は、配慮が出来ない事の具体的な説明が無い事、親の付添いが他児は認められているのに自分の子どもだけ認められない、というもの。	
【展開】 条例相談の目的は、両者の調整であることを相談者に説明。 園側に対し、・昨年度との違いの理由。・個別の指導計画はどのようになっているか。・当該児についての園での情報共有はどうなっているか。・当該児の園での保育にあたりどこまで配慮が可能か。以上について聞き取りを行う。また、状況や対応での園側が困っている事の聞き取りも行う。	
【その後】 双方の聞き取りを踏まえ、園側で出来る配慮と、相談者の希望の調整を行ったところ、相談者が対応に納得された為に、条例相談としての対応を終結した。	